

千葉県立八千代東高等学校 いじめ防止基本方針（全日制）

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、各関係者からの意見等を参考に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年施行。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）についての本校における基本的な考え方や具体的な対応およびこれらを実施する体制等について定めるものである。

なお、いじめ問題の対処にあたっては、法を遵守し、関係者への正確かつ丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないことをここに確認する。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

法第 2 条を踏まえ、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるといった、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する本校の基本認識

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図り、校長のリーダーシップのもと、職員は一丸となっていじめの防止といじめ問題への対処、再発防止に取り組む。

ア いじめの問題への認識

- ① いじめは 人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ② いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめを受けた生徒だけの問題ではなく、いじめを行った生徒、いじめの「観衆」となりこれをはやしたてたり「傍観者」となり見て見ぬふりしたりする生徒も含めてすべての生徒の健やかな成長を阻害する重大な問題である。

イ いじめの問題への指導方針

- ① いじめは 絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ③ いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを認識し適切な指導に努めるとともに、学校全体で暴力や暴言を排除する雰囲気醸成し、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

ウ いじめの問題への対応

- ① いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ② いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ③ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

3 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに

かかわる関係者に適切な指導を行わなくてはならない。あわせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止委員会）に連絡し、管理職に報告をする。

「いじめ防止委員会」は学校長が任命した教頭、学年主任、生徒指導主事（いじめ防止主任）を中心に、養護教諭などをメンバーとして設置する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

4 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

(1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。教職員は、昼休み等授業以外の生徒の人間関係などを観察する等、日常的にいじめの早期発見に取り組む。また、定期的な相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

部活動等については、過度の競争意識、勝利至上主義等によって生徒のストレスを高め、いじめを誘発することがないように充分配慮するとともに、顧問間や部員間の連絡体制や横のつながりを形成し風通しの良い環境を整備する必要がある。

(2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、「カウンセリング・マインド研修」などのような教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修や、事例研究等を計画的に実施する。

(3) いじめ防止等に係る関係機関連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題解決に向けて指導助言等の支援を受ける。また、地域の警察との連携を図るために、定期的または必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。恐喝や暴力行為など、犯罪と認められる事案に関しては、早急に所轄の警察署や児童相談所、少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報する。

(4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画等

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識をもって、年に2回以上、いじめ実態調査アンケートを行う（アンケートには、インターネット等を通じたいじめについての質問項目を設けることとする）。実施方法については、以下のことに留意する。

*留意事項

- ・アンケートは原則として無記名とし、記名、持ち帰り等は状況に応じて生徒のプライバシーと安全等に充分配慮した上で、実施する。
- ・調査実施時間を一定にし、全校生徒を対象に一斉に実施する。
- ・加害者が被害者にプレッシャーをかけることがないように、全員が必ず記載しなければならぬ項目（例：あなたはいじめをどう思いますか）を設ける。
- ・調査中、他の生徒をのぞき込む等の行為をさせないように監督し、回収前に一斉に紙を裏に伏せるよう指示し、担当職員が回収する。

また、担任は生徒の人間関係や居場所、学校生活に対する満足度等を把握することによって、学級運営にいかす。

学期ごとの全校集会や学年集会、LHR などを通して、いじめの問題について触れ、道徳教育・人権教育の推進を図り、「自己を大切に」「他人をおもいやる心」の育成に努め、インターネットを通じて行われるいじめ等についても講師を招いた研修会などを実施し、保護者にも啓発する文書類を配布し、防止等への協力を呼びかける。

(5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報

各種集会や学級通信、学年通信等で生徒がいじめられていることが「恥ずかしい」「みじめ」などの思いをいただく必要はなく、いじめについて「止める勇氣」「話す勇氣」を持つよう指導し、相談や通報することは適切な行為であって、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないことを指導する。HPには「いじめ防止基本方針」を公開し、いじめのない学校にするための決意と方針・体制を広報する。

また、PTAの各種会議や保護者会、研修会、保護者面談週間（6月）等において、いじめの実態や防止・対策方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。

「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などを実施し、生徒会等を通じて生徒の主体的な活動を促し、生徒自身が価値ある存在として自己を認め、「自尊感情」を感じ取れる環境を整備する。教職員が生徒達に愛情をもち、わかる授業やきめ細かな教育活動を展開することが自己存在感や充実感を与えることになり、日頃からの「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

問題が起った時だけの連絡や家庭訪問では、保護者との信頼関係は築けない。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、電話連絡を密にしておくことが大切である。

いじめを受けていることが判明したり、その疑いがある場合、または（以下の例のような）家庭における子どもの変化等で気になることがある場合は、速やかに学校に相談してもらえよう折に触れ保護者に協力を呼びかける。

*いじめを受けている生徒の兆候（例）

- ・登校時間になると体調不良等を訴え、登校を渋るようになる。
- ・家のお金を持ち出したり、買い与えたものが無くなる。
- ・食事が進まなくなったり、部屋に閉じこもりがちになる。
- ・教科書やノートを見せたがらない。
- ・学校の話や友人の話題が出てこなくなる。
- ・服や靴が汚れていたり、親に隠れて洗う。
- ・親に内緒で学校を休む。
- ・携帯やスマホで頻繁に呼び出される。
- ・面談等で何を話したのかしつこく聞いてくる。

(6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報

定期的に「いじめ撲滅週間」などとして教育相談期間を設けて、全生徒を対象として生徒指導の部屋や生徒相談室を開放し、各学年の職員が待機する等の方法を取り、生徒の相談窓口を開設する。

また、学校外の相談、通報窓口（以下に示す）についても、年度当初から生徒に広報する。

- ①子どもと親のサポートセンター TEL 0120-415-446（24時間・365日受付）
- ②24時間子供SOSダイヤル TEL 0570-0-78310（24時間受付）
- ③子どもの人権110番 TEL 0120-007-110（月～金：8：30～17：15）
- ④ヤングテレホン TEL 0120-783-497
- ⑤千葉県中央児童相談所 TEL 043-253-4101
- ⑥いのちの電話 TEL 043-227-3900（24時間・365日受付）

(7) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合は、管理職が中心となり、「いじめ防止委員会」を中核としたプロジェクトチームを編成する。事案によって、学年及び学校のすべての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。場合によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(8) 必要に応じた心理等の外部専門家の招聘

いじめの問題解決のため、必要に応じて、スクールカウンセラーやスーパーバイザーを教育委員会と連携して要請する。いじめた側といじめられた側に意識にずれが生じている場合は、専門家を交えて協議し、早期の解決を目指す。また、学級担任が一人で抱え込み、生徒をよりつらい状況に追い込んだり、保護者とのトラブルに発展してしまうことのないように指導方針を立てていく。

5 いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(1) 報告・連絡体制

ア いじめに関する事象が発見された場合や通報を受けた教職員は、すみやかに「いじめ防止委員会」委員に報告する。すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は「いじめ防止委員会」委員に報告をする。

イ 通報を受けた「いじめ防止委員会」委員は、即座に当該生徒および必要に応じて関係生徒の事情聴取に当たる。聴取に際しては、複数で対応し時系列で記録をとる。また、管理職に連絡を取り指導助言を受け、対応に入る。

*留意点：聞き取り調査の際には聴取の体制、記録と保存（手書きと電子書体と両方）、聴取時間や環境、休憩や食事時間、言葉使いや態度などにも十分配慮する。

(2) 被害生徒とその保護者への対応

ア 担任ほか関係職員は、いじめ被害生徒およびその保護者に対し、徹底して守り抜くことを伝える。また、「いじめ防止委員会」によって協議した今後の対応について説明し、不安な点を聴取し「いじめ防止委員会」による対応策を示す。また、いじめの加害者が、被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防止するため、いじめ加害者を指導すると共に、関係職員、保護者が十分な連携を取り学校内外での行動について細心の注意を払う。

イ 担任は、発覚したその日のうちに保護者に連絡を取り、原則として面談にて事実関係を伝える。今後の学校の対応方針を伝えるとともに、被害生徒のケア（必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を要請するなど）や今後の通学に際しての配慮希望などについて協議する。

ウ 情報提供時の留意事項

- ① 調査結果によって得た情報については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、個人情報に配慮した上で、事実関係その他の必要な情報を適かつ正確に提供する。
- ② 提供した情報についての記録を残し、口頭で情報提供する場合は複数の職員で対応する。

6 指導措置

いじめ問題が生じたときには、「いじめ防止委員会」の判断のもと加害者生徒に対し本校の特別指導の内規（入学時に生徒、保護者に周知するとともに年時ごとに点検していく）に沿って対応する。なお、措置などの対応判断に迷う場合は、県教委に相談する。

ア いじめ加害生徒への指導・その保護者への対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。被害生徒の心情を考慮し、その後の加害生徒の不用意な行為（逆恨みした言動、脅迫等）によって被害生徒を更に追い込むようなことは絶対にしてはならないことを指導する。事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

イ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせる、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。これらについて、入学当初にも指導、確認を行う。

7 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を着手する。）

上記基準に限らず、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応における報告順序は以下のとおりとする。

- ・発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長(事故の第 1 報)→学校安全保健課→教育長→知事

*第2報以降は、指導課に報告後、改めて文書により報告する。

*緊急時には臨機応変に対応する。

(3) 校内の対応

ア 「いじめ防止委員会」で重大事態と判断した場合、「いじめ防止委員会」委員会が当該生徒と面談し、前記6の指導措置に従う。事態によっては、県教育委員会に報告し、重大事態調査のための組織に支援要請する。

イ いじめの態様が暴行、傷害、恐喝、窃盗強要、名誉毀損・侮辱、強制わいせつなど犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、所轄警察に相談し連携して対応を図る。

(4) 重大事態における加害生徒への対応

前記6の指導措置で効果が上がらず、被害生徒の心身の安全が保障できないなどの恐れがある場合については、その状況を校長に報告する。校長は、学校の秩序を維持し、被害生徒の教育を受ける権利を保障する観点から、加害生徒へ相当期間の出席停止を命じることができる。

8 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、生徒の実態調査や保護者アンケート（学校評価アンケートに含まれる）、職員アンケート（学校評価アンケートに含まれる）等の意見を参考にした上で、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。
- (3) この基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、年度毎に「いじめ防止委員会」が調査、分析した結果を職員会議で報告し、必要に応じて見直していくものとする。

*留意点

学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。また、地域と連携した基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に参考とし取り入れるようにする。

附則 平成26年4月1日施行
平成29年4月3日改訂
平成30年4月5日改訂